

## 平成29年白老町議会定例会3月会議会議録（第5号）

平成29年3月21日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時42分

---

### ○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第20号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第21号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第24号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第31号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第13号）
- 第 7 予算等審査特別委員会の審査報告について
  - 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 9号 平成29年度白老町一般会計予算
  - 議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
  - 議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
  - 議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算
  - 議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
  - 議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算
  - 議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
  - 議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
  - 議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算
  - 議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 第 8 発議第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 承認第 1号 議員の派遣承認について

- 第11 陳情第 1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書
- 第12 意見書案第1号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書(案)
- 第13 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)
- 第14 意見書案第3号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書(案)
- 第15 意見書案第4号 地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書(案)
- 第16 常任委員会の所管事務等調査の報告について  
(総務文教常任委員会)  
(広報広聴常任委員会)
- 第17 諸般の報告  
(次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配付)
- 第18 休会について
- 

#### ○会議に付した事件

- 議案第20号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 平成28年度白老町一般会計補正予算(第13号)  
予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 平成29年度白老町一般会計予算
- 議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算

議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

承認第1号 議員の派遣承認について

陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書

意見書案第1号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書(案)

意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書(案)

意見書案第3号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書(案)

意見書案第4号 地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書(案)

常任委員会の所管事務等調査の報告について

(総務文教常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

---

#### ○出席議員(14名)

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

---

#### ○欠席議員(なし)

---

#### ○会議録署名議員

6番 氏家裕治君	7番 森哲也君
8番 大淵紀夫君	

---

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君
企画課長	高尾利弘君

地域振興課長	高橋裕明君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	中村論君
病院事務長	野宮淳史君
監査委員	菅原道幸君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月7日及び本日の議会再開前に開催した議会運営委員会の協議の経過と結果について報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、3月7日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

まず、本日、町長の提案に係るものとして、平成28年度の一般会計補正予算の追加議案の提出がありました。

担当課長から補正予算の説明を受け、本日の議題に供することといたしました。

次に、議会関係の議案であります。

3月7日の本会議終了後に協議した意見書案、発議、陳情についてであります。

最初に、意見書案についてありますが、提案する意見書案4件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

次に、白老町議会委員会条例の一部改正及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の発議2件は、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定に基づき、議会運営委員長名で提出いたします。

次に、陳情第1号は、バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情ですが、会議規則第76条の規定に基づき、議会運営委員会へ付託することといたしました。

これらの議会関係の議案についても、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第20号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第20号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議20—1をお開きください。議案第20号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

議20—3、附則です。

（施行期日）

第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置の第2項については、朗読を省略いたしますが、この規定は介護休暇の承認を得ている職員がいる場合の経過措置の規定であります。なお、現在介護休暇の承認を受けている職員はおりません。

次のページ、議案説明でございます。平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、国において、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことから、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇の取得可能期間を分割して取得することができるようにする等の措置を講ずることとするため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第21号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議21—1をお開きください。議案第21号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

議21—3、附則です。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明です。平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、国において、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、民間及び国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことから、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、非常勤職員に関する育児休業等の取得要件を緩和するとともに、その他所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第24号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定  
についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議24—1ページをお開きください。議案第24号でございます。白  
老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

次に、議24—9ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号  
に定める日から施行する。

1号から3号までの施行期日につきましては、記載のとおりでございますので、朗読を省略  
させていただきます。

次に、第2条及び第3条の軽自動車税に関する経過措置につきましては、2月21日の議案説  
明会で説明させていただきましたので、朗読を省略させていただきます。

続きまして、議24—10ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部  
を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正をするため、本条例等の一部を改正す  
るものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定する



ことに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第13号）

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第31号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第13号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第31号、議31—1 お開きください。平成28年度白老町一般会計補正予算（第13号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,964万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月21日提出。白老町長。

次のページ、第1表、歳入歳出予算補正につきましては、1、歳入、2、歳出、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次のページ、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。8ページをお開きください。10款教育費、6項1目保健体育総務費、(1)、スポーツ団体支援事業経費22万6,000円の増額補正であります。児童生徒スポーツ大会派遣費補助金の増額についてであります。3件の新規申請がありました。内容といたしましては、1件目は3月27日に東京都で開催されます第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会200メートルフリーレー、11歳から12歳の部に町営温水プールで活動しているアブロス白老チームが出場することとなり、メンバー4名のうち萩野小6年の畑裕陽君と白老小6年の渡邊貫太君及び引率1名に対する補助金でございます。2件目と3件目は、白翔中3年の永井花帆さんがピアノにおきまして2月5日に東京都で開催された日本バッハコンクールに出場、さらに3月27日に東京で開催される教育連盟ピアノ・オーディションに出場するものであります。財源は、一般財源であります。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)、各種基金積立金10万円の増額補正であります。室蘭市の新和産業株式会社様から子供たちのためにとの趣旨で指定寄付があったことから、教育振興基金と子ども夢基金積立金に5万円ずつ積み立てるものいたします。

歳出は以上でございます。

戻りまして、4ページ、歳入でございます。まず、中段の6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金3,985万9,000円の減額補正でございますが、地方消費税交付金が確定いたしましたので、この減額をするとともに、この減額分と、それから先ほどの歳出の一般財源22万6,000円を1款町税、1項2目法人の現年課税分2,391万9,000円と11款地方交付税、1項1目地方交付税の普通交付税1,616万6,000円、留保分全額、これを計上するという補正でございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりましたが、ちょっと1点確認のために。先ほど会議始まる前の議運の中では、私もちょっと水泳関係していたものだから、400メートルリレーというふうに聞いて、今は200メートルというお話だったのですけれども、どちらが正しいのか、ちょっと再度お願いします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 200メートルということで間違いございません。

○議長（山本浩平君） 200メートルですね。わかりました。ありがとうございます。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。交付税、これで全額留保なしと。先日新聞報道ありましたように、特別交付税決まりまして、特別交付税の中身は大体わかるのだけれども、1つは内容と留保財源がそこで1億数千万円出るということになるわけですが、この前に、きょう21日までもうきましたので、1つは税が約1億円ぐらいプラスになるというのがあったのですけれども、きょう2,300万円ぐらいがこっちに出ますよね。そこの結果、税がどうなるかという、わかっている範囲で結構です。それから、ふるさと納税の9,900万円、それと不用額が現段階でどの程度予想できるか。予想できる範囲があれば、これ以外の不用額のトータルです。それについては、答弁ありましたように当然半分は積み立てと。財政調整積立金、残った分が繰り越しと。繰り越し財源、現段階、特交が決まった段階、また不用額が予想される段階でどの程度までいっているかということとプラスが繰り越し財源がいつ、何%かの乗率あって、そこまでいきますよね。それ以上いく状況になるかどうか。いくとしたら、それは起債の返還の積み立てのほうに回すのかどうか、そのあたり。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいま特別交付税のご質問ございましたので、今回補正には間に合いませんでしたが、一応ご報告申し上げます。

特別交付税につきましては、本日交付ということになってございますけれども、白老町分につきましては3月交付分が固まり、総額としまして3億8,714万8,000円となっております。予算額が2億5,000万円でございますので、1億3,714万8,000円が増額の収入ということになってございますが、昨年との比較では6.3%の減というふうになってございまして、この3月交付の主な算定でございますけれども、災害復旧関連経費ですとか除排雪対策、それから地域おこし協力隊とかというような、主なものですけれども、中身になってございまして、今回は全道的には昨年との比較で1.9%増ということになっておりますが、大きくやっぱり災害復旧関連、

台風の被害額に、そちらのほうに回されたということで軒並み余り影響のない自治体については減額というような中身になっているという状況でございます。

それから、今後の決算剰余の見込みでございますが、今段階でまだ確定的な数字は申し上げられません、まず町税につきましては今回法人税一部増額補正してございますが、それ以外にも固定資産税が現滞合わせて約8,000万円ぐらいあろうかなと思っておりますので、それを含めると法人税の残り部分もある程度想定されますので、約8,000万円以上は若干あるのかなというふうな見込みでございます。それから、ふるさと納税につきましては、先般の議会説明の中で約9,900万円ということでございますが、これはあくまでも今の12月の寄付分と、今歳出の補正との差額の部分での9,900万円ということでございますので、歳出の補正についても全額使わなければその分不用額というふうになりますので、その分も合わせると今後1億円強で収入として見込めるかなというふうに思っております。それから、特別交付税については、1億3,700万円ということでございますので、これを合わせて約3億円はあろうかと。そのほかに他の予算の不用額という部分につきましては、まだここは流動的でございますので、全て今の段階での数字を押さえているわけではございませんので、額はどのぐらいということは申し上げられませんが、例年ですとやはりここは数千万円ぐらいは出るかなというふうに思っておりますので、3億円は確実に決算剰余見込めるかなというふうには思っております。その後の繰り越しの扱いにつきましては、基本的には半分は財政調整基金、残りは繰越金ということになりますけれども、今後の剰余額を確定する段階におきましてある程度繰越金を見越した上で、留保があれば減債のほうにも積み立てるという考えは持っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。大体3億円ぐらいはかたいところで見れるのではないかなということなのですけれども、この状況の中で例えば一定限度の繰上償還を考慮することができないのかどうか、その点だけお尋ねをしたいと思っております。あと1本か2本か、2%ぐらいのものが残っていると、一般会計で。そういう答弁ございました。そこがなくなれば少し楽になるのではないかなというふうに思うのだけれども、その繰上償還の条件というのは満たされないのかどうか、その点だけ。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 基本的には、繰越金をある程度一定額確保する以上に決算剰余を見込めた場合には、もちろん繰上償還という部分も行う考えではございますし、2%以上の部分については早期にできればやりたいというふうには考えておまして、その額がある程度固まった段階では、繰上償還も一応視野には入れて今検討はしているところでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございます方はどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第13号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

- 
- ◎議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算
  - 議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
  - 議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
  - 議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算
  - 議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
  - 議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算
  - 議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
  - 議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
  - 議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算
  - 議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業

## 会計予算

○議長（山本浩平君） 次に、日程第7、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算、議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算、議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成29年度各会計予算10件とこれに関する条例の制定、一部改正5件、合わせて15議案を一括して議題に供します。

本件については、3月7日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（小西秀延君） 予算等審査特別委員会委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

### 1、付託議案。

- (1)、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (2)、議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (3)、議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- (4)、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。
- (5)、議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について。
- (6)、議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算。
- (7)、議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。
- (8)、議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。
- (9)、議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算。
- (10)、議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。
- (11)、議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算。
- (12)、議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

(13)、議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

(14)、議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算。

(15)、議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

## 2、審査の経過。

平成29年3月7日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託されたので、3月14日、15日、16日、17日の4日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

## 3、審査の結果。

(1)、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第23号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第26号 白老町宮牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(5)、議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(6)、議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(7)、議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(8)、議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(9)、議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(10)、議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(11)、議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま予算等審査特別委員会小西秀延委員長から報告がありました。が、この報告に対しまして何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略いたし、直ちに各議案の採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算を採決いたします。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、2名が反対でありま  
す。賛成11名。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決をいたします。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算を採決いたします。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算を採決いたします。



委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定をいたしました。

---

◎発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第1号。

平成29年3月21日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議1—2をお開きください。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 議員の議員報酬月額、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、第1条の規定にかかわらず、議長にあっては29万8,760円、副議長にあっては23万8,620円、常任委員長及び議会運営委員長にあっては21万3,640円、議員にあっては20万2,860円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に定める額とする。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次に、発議1—3、議案説明であります。議案説明、本町は財政健全化プランに基づく財政再建の最中にあり、町民サービスの縮減及び理事者、職員の給与削減が行われていることから、議会としてもこの措置を重く受けとめ、議員報酬の自主削減を行うべきと判断し、平成29年度の議員報酬月額を議長及び副議長にあつては3%、常任委員長、議会運営委員長及び議員にあつては2%削減するため、本条例の一部を改正するものである。

次に、新旧対照表です。記載のとおり、附則を追加するものであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま吉田和子委員長より提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 松田です。これにどうのこうのというあれではないのですが、いいですか。

○議長（山本浩平君） どうぞ。

○12番（松田謙吾君） 私は、議員削減というのはずっと削減すべきだと思っておりまして、職員もずっと削減をしておりましてし。このたび私は会派も含めて賛成はしました。しかしながら、私は2%というのは少な過ぎると思っているし、第一時期を逸している。やるならばもっと早くやるべきだったとずっと言ってきましたし、そういうことからいって今職員もやっと一部特別職も戻したときに、私は今さら2%の削減というのは時期を逸している、こう思いますので、賛否に加わらないで退席したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） それは構いませんけれども、質疑なので、何か委員長に対する質問という形はありませんか。

○12番（松田謙吾君） いや、質問はしない。そういうことで。

○議長（山本浩平君） それはご自身のあれでございますので、よくわかりました。

ほかに本案に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 12名賛成でございます。  
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時48分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

◎発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例  
の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第2号。

平成29年3月21日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項  
の規定により提出します。

発議2-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 総務課、財政課、税務課、生活環境課、企画課、アイヌ総合政策課及び象徴空間周辺整備  
推進課の所管に関する事項

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

発議2-3をお開きください。議案説明であります。行政の組織機構の見直しによる白老町  
課設置条例の一部改正に伴い、総務文教常任委員会の所管から地域振興課を削除し、アイヌ総  
合政策課及び象徴空間周辺整備推進課を追加するため、本条例の一部を改正するものでありま  
す。

新旧対照表は、下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせてい  
ただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま吉田和子委員長から提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第10、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、胆振管内町村議会議長会定期総会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認につきましては、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第11、陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情につきましては、会議規則第76条第1項の規定に基づき、議会運営委員会に付託の上、休会中の審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 バイオマス事業及び第3商港区事業に係る百条委員会開催に関する陳情書は、議会運営委員会へ付託の上、休会中の審査とすることに決定いたしました。審査方よ

ろしくお願いを申し上げます。

---

◎意見書案第1号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充  
を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第12、意見書案第1号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）

2017年度予算案で「要保護世帯」（生活保護世帯と同程度に困窮している世帯）に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が、小学生が現在の2万470円から4万600円に、中学生が2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられることは、その実現を求めてきていた関係者や父母らから大変喜ばれています。

ところが、生活保護世帯に準ずる程度に困窮する世帯である「準要保護世帯」に対しては、2005年に就学援助の国庫補助金を廃止し、一般財源化したことで、支給額や基準を縮小している自治体が広がりました。さらに、2013年から15年の生活保護の扶助基準を引き下げた影響により、所得基準が変わったことで就学援助の基準も下がり、対象から外される家庭も増えていきます。

就学援助制度は経済的な困難をかかえる子どもに義務教育を保障するための命綱であり、「子どもの貧困」が広がる今こそ就学援助を強めることが求められています。

よって、国においては、生活保護に準ずる「準要保護世帯」への国庫補助金を復活・拡充させるとともに、単価に見合った交付税算定額引き上げを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 「準要保護世帯」に対する就学援助の拡充を求める意見書（案）、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替  
制労働の改善を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第13、意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）

医療や介護の現場は、慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況です。厚生労働省から、夜勤交替制労働の負担軽減など勤務環境整備を求める通知が発出されるとともに、医療法に勤務環境改善の努力義務が規定され、都道府県に勤務環境改善支援センターも設置されました。2007年に改訂された福祉人材確保指針においても、労働者の負担軽減や介護・福祉の質の確保のための体制づくりが重要であるとしています。

しかし、依然として16時間を超える長時間夜勤や休息もできない短い勤務間隔、介護施設などでの1人夜勤など、労働者の健康だけでなく、患者・利用者の安全と尊厳がおびやかされる実態が改善されていません。労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない緊急の課題です。2007年の国会決議（夜勤は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実現が求められています。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

記

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

- ① 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - ② 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
  - ③ 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
  3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。  
提出先は、記載のとおりでございます。  
よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎意見書案第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第14、意見書案第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっております。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、下記の事項について強く要望する。

#### 記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

意見書案第3号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎意見書案第4号 地域の実情に応じて運用できる「民泊」の 法制化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第15、意見書案第4号 地域の実情に応じて運用できる「民泊」



の法制化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）

核家族化と少子高齢化により増加の一途をたどる空室・空き家への対策や、外国人旅行者等の急増による宿泊施設の不足への対応等において、政府が検討を進めている既存住宅等を宿泊施設として活用できるようにする「民泊」制度の法制化は大変に有意義な取り組みであると考えます。

実際に、我が国の空室や空き家は2013年の時点で約820万戸、うち耐震性等があり駅から1キロメートル以内の賃貸用空室は約137万戸、空き家は約48万戸もあり、これらの利活用は地域の新たな活力を生み出す大きな力となり得ます。

また、2012年に836万人だった訪日外国人旅行者数は、2016年にはその3倍の2,400万人を突破し、さらに政府は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの年には4,000万人の目標を掲げる中で、外国人観光客の急増による宿泊施設の不足も懸念されています。

まさに、これらの諸課題に対する「民泊」の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善への寄与が期待されるところであります。

一方で、日本とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者の地域における住宅等の利用においては、地域住民と旅行者の間での気配りと協力による、互いの安全と安心の確立のためのきめ細かい対応も求められます。

これらのことから、政府が「民泊」を推進する際は、国内外の旅行者等の受け入れによる観光振興とあわせて地域社会の健全な発展の両立を図るために、さまざまな課題への対応を総合的に進めながら、この事業が地域において持続可能なものとしなければなりません。

政府におかれましては、「民泊」制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性等を確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立、並びに地域の実情に合わせて将来にわたり豊かで住みよい地域の実現に寄与するよう、下記の事項について特段の配慮を求めます。

記

1. 国の法令に基づき、地域住民と旅行者が安全に安心して「民泊」制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
2. 「民泊」の運営に関する実態の監視やさまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
3. 地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等によ

り地域独自のルール等の構築が可能となるようにすること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。  
提出先は、記載のとおりであります。  
よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

意見書案第4号 地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第16、次に各常任委員会の所管事務等調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会小西秀延委員長、登壇願います。

〔総務文教常任委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（小西秀延君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、学校教育施設と環境整備について、（2）、東日本大震災後の復興状況と課題並びに防災教育及び公民連携における公共施設整備運営について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

（1）、学校教育施設と環境整備について。

①、町立小中学校の概要について。

町内の小中学校は、児童生徒の減少の影響により統廃合が進められ、平成25年4月には3中学校が統合し白翔中に、28年4月には3小学校が、白老小学校として統合・再編され、現在は小学校4校、中学校2校となっている。

各学校の職員数及び学級数、児童生徒数の状況は、記載のとおりです。

②、町立小学校の耐震化について。

文部科学省では平成23年5月に公立学校の「施設整備基本方針」を改正し、施設の耐震化に

ついて早急に完了させる目標を打ち出した。

本町の耐震化の状況は萩野小学校が、平成30年度に耐震化工事の予定であり、他校は全て完了済みである。

本町の耐震化率は95%で全国平均の92.7%を上回っている。

### ③、教育用資材等の利活用について。

教育用資器材については、情報通信技術の高度化により、全国的に、「ICT教育」が推進され、本町の教育現場においても財政状況は厳しいものの、段階的にICT機器の導入がなされている。

現在のICT機器の導入状況は、パソコン181台、電子黒板10台、テレビモニター33台、実物投影機23台をそれぞれ各校に配備されている。

また、その他の教育備品についても、段階的に購入している状況である。

### ④、特別支援教育の状況について。

学校教育法施行令の一部改正により、共生社会の形成に向けインクルーシブ教育システム構築のための「特別支援教育の推進」が強化されている。

就学先の決定については、「本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行う」ことが原則とされている。

本町の特別支援学級の児童生徒の状況は、記載のとおりです。

### ⑤、学校図書館の設置及び利用状況について。

本町教育委員会では学校司書2名が配置され、学校図書館の利用促進や授業における図書の活用を図っているほか、学校図書館に蔵書していない図書については、町立図書館との連携により「ペガサス便」が補完できる体制を整えている。

各小中学校の蔵書冊数は、白老小学校1万972冊、萩野小学校9,179冊、竹浦小学校5,519冊、虎杖小学校4,486冊、白老中学校6,736冊、白翔中学校7,975冊であり、文部科学省で定める学級数による標準冊数を虎杖小学校、白老中学校、白翔中学校の3校が満たしていない状況にある。

### ⑥、学力向上の取り組み状況について。

本町では、平成23年度から白老町スタンダードを策定し、国語、算数の基礎学力の定着を図るとともに、学びの連続性を見据えた小中連結の取り組みを充実し、子供の学ぶ意欲や表現力、思考力や判断力を高め、確かな学力を保障する取り組みが進められている。

また、学力向上サポート事業では、学習支援員を白老小学校、萩野小学校に配置し、算数の授業を充実させてきたほか、グローバル化する社会に対応できる人材の育成を見通し、今年度より小学校低学年から英語に親しむ教育を推進している。

19年度から実施している「全国学力・学習状況調査」においては、実施年度によって結果の上下はあるが、全国、全道平均とは徐々に差が縮まってきている。

### ⑦、委員会意見。

白老町立小中学校の耐震化については、現在、耐震化率95.0%と全国・全道の平均を上回っており、平成30年度には全ての学校において耐震化を完了する予定となっていることは評価に値する。

教育用資材等については、電子黒板、テレビモニター、実物投影機など各学校で必要な資器材の配備が望まれる。

また、パソコンのOSのサポート期限が迫ることから更新が必要であり、財政的な面からも計画的な購入が望まれるものである。

特別支援教育については、それぞれの教育的ニーズと必要な支援を行うことが原則とした、教育活動の取り組みは一定の評価ができる。

学校図書館については、学校司書の配置により学校図書館がきれいに整理・整頓され、利用されやすい状況となっていることは評価したい。しかし、標準冊数を満たしていない学校については増冊が望まれる。

学力向上の取り組み状況については、全国、全道平均とは徐々に差が縮まってきている状況にあるが、今後もさらなる学力向上のための取り組みが必要である。

現地調査した学校の中には、「教研式標準学力検査NRT結果・考察」を用いて5段階評価し、評価の低い課題に積極的に取り組む姿勢やチャレンジテストの結果を考慮し、宿題を出すなど合理的な教育の取り組みは、評価に値する。他の学校においても取り組むべき必要性があると考えられる。

最後に、子供の貧困について、本町の小中学校の要保護・準要保護の認定率は約29%となっており、全道・全国平均より認定率が高い状況にある。教育委員会だけの問題として捉えるのではなく、町全体の問題と捉え、貧困対策を行うべきである。

(2)、東日本大震災後の復興状況と課題並びに防災教育及び公民連携における公共施設整備運営について。

①、岩手県紫波町の概要は、記載のとおりです。

6 ページ、エ、視察意見。

公民連携により従来の公共事業の事業費を大幅に削減し、民間活力の推進を図り、公的施設、民間施設の集約を実現したプロジェクトは、大変参考になる取り組みであった。

交通の拠点、来庁の方、図書館に来た方、買い物客、音楽やイベント、町民交流などさまざまな用途の施設が複合化され、町民の利便性の向上やコストダウンに大きく寄与する開発事業となっている。

白老町も老朽化している庁舎やさまざまな施設を集約化し、PPP手法等の活用を検討していくべきと考える。

また、ランニングコスト削減のため、施設運営においても民間活力の導入が望まれる。

②、岩手県釜石市の概要は、記載のとおりです。

8 ページ、エ、視察意見。

10年以内に99%の確率で起こると言われていた宮城県沖地震と、それが引き起こす津波に襲われると予測されていた。

当初、大人を対象とした防災教育の実施により、防災に対する意識向上を図ったが、広がりを見せなかったことを踏まえ、子供たちへの防災教育に切りかえたことで大人たちへの浸透が図られた。

防災に対する正しい知識を得ることは人的被害を最小限にとどめる結果につながると実感したとともに、防災教育の大切さ、取り組みを続けることの重要性を再認識した。

釜石市では、「津波防災教育の手引き」を作成し、『「いのちの教育」、【いきる】：命・【かかわる】：郷土愛、社会貢献・【そなえる】：安全』を各学校の授業に取り入れ、防災・道徳・ボランティア教育を実践している。

当町においても、地域一体となった意識の醸成を図るため、「防災教育」に取り組むべきと考える。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま総務文教常任委員会小西秀延委員長から報告がございましたが、続きまして、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、常任委員会、①、出前トーク、要請団体、町立病院を守る友の会、（2）、分科会、①、総務文教分科会、白老町婦人団体連絡協議会との懇談、②、産業厚生分科会、白老牛銘柄推進協議会青年部会との懇談、（3）、小委員会、議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は、記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として出前トーク、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）、常任委員会。

出前トーク。

本委員会は、町立病院を守る友の会からの要請を受け、庁舎第2会議室において出前トークを実施した。

昨年5月に公設公営による町立病院改築基本構想が議会に示され今後それを土台に病院運営についての議論が進められるやさきの公設民営化という方針転換であったため、議会議論が深まらない中での懇談は、時期尚早ではとの委員からの意見もあったが、町立病院を守る友の会の今までの活動を顧みたと、町長から新たに示された公設民営化に対する不安と困惑は、議会側も同じ思いであったことから、今後の議会議論を進める上での必要性を強く感じ「町立病院の公設民営化について」をテーマに懇談を実施したものである。

懇談の中で下記の事項について不安の声が聞かれた。

1)、持続可能な病院運営か。

2)、町民が安心して命を預けられることができる病院か。

3)、新病院との信頼関係の構築について。

4)、診療科目について。

5)、救急体制の確保について。

6)、今後の活動の方向性について。

2013年の財政危機を背景にした存廃問題から、二転三転する町長の政策判断については、町民に対ししっかりと説明責任を果たすことが求められる。

また、議会としても早期にしかるべき議論の場において、町民の安全・安心のための病院運営について議論を深めなければならない。

(2)、分科会。

①、総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老町婦人団体連絡協議会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

②、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、白老牛銘柄推進協議会青年部会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

(3)、小委員会。

小委員会は、議会広報第158号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

以上であります。

○議長(山本浩平君) 氏家裕治委員長から報告が終了いたしました。

ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) それでは、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長(山本浩平君) 日程第17、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。それぞれの委員会におかれましては、調査等よろしく願いいたします。

次に、産業厚生常任委員会において調査中であります所管事務の調査期間の延期について報告いたします。産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、国民健康保険事業の広域化について結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がございました。産業厚生常任委員会の委員の皆様におかれましては、引き続き調査等よろしく願いをいたします。

次に、皆様には要望書等1件を前もって配付しております。重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただくことをお願いいたします。

---

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第18、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更いたしまして明日22日から6月30日までの101日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日22日から6月30日までの101日間を休会といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫